

		<p>において修業する期間（以下「修業期間」という。）とし4年を上限とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、訓練促進給付金の支給については、第7条の規定による申請があった日（以下「申請日」という。）の属する月以降から支給するものとし、月を単位として支給する。</p> <p>（支給額）</p> <p>訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 訓練促進給付金対象者及び当該訓練促進給付金対象者と同一の世帯に属する者の訓練促進給付金の申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度分）の市町村民税が課されていない者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻指定ないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されていないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者を含む。第13条第1号において同じ。） 月額 100,000 円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については、月額140,000円）</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者 月額 70,500 円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については、月額110,500円）</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和元年6月24日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	未設定 （事案ごとの裁量が大きく、調査等に時間を要するため、一律に標準処理期間を設定することが困難である。）
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）